

第7次 群馬県保健医療計画 概要版

群馬県では、県民に安全で質の高い医療を提供する体制を整備し、健康で安心できる暮らしの実現を図るために、群馬県保健医療計画を策定し、推進していきます。

本計画の計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間です。



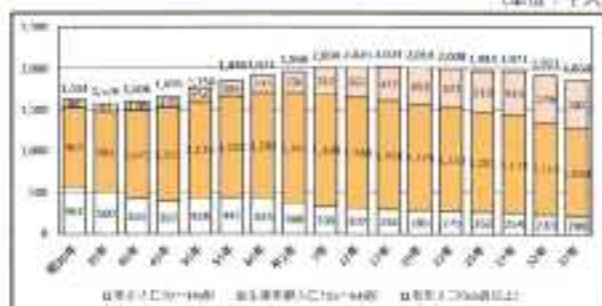
群馬県の現状

● 群馬県の人口構造の推移

県全体の人口推移をみると、高齢化が進んでいます。将来人口推計では総人口は減少し、一方で高齢者の割合は増加していくと見込まれています。

本県の人口構造推移（27年以降は推計）

（単位：千人）

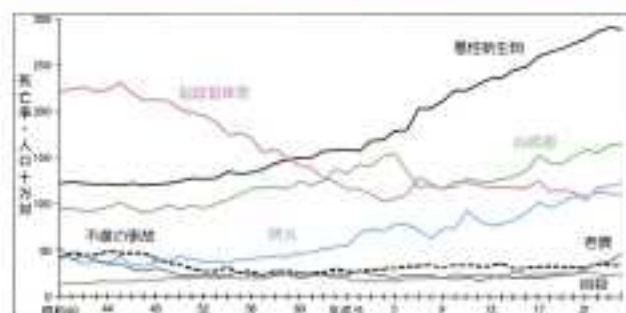


〔資料〕総務省「国勢調査」（平成20年～平成22年）、人口動態調査、群馬県「群馬県年報別人口統計調査（平成13～20年）」
独立行政法人「人口動態研究所」（日本の地域別将来推計人口（平成25年））

● 死因

本県の死亡者数に占める主な死因について、平成24年度は悪性新生物、心疾患、肺炎の死亡率が増加傾向にあり、上位3位を占めています。

本県における死因別死亡率の推移



〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

保健医療圏

すべての県民が等しく質の高い保健医療サービスを受けることができるよう、一次、二次、三次の各保健医療圏を設定し、保健・医療・福祉を担う機関や団体等の相互の機能分担と連携を図ることにより、県民の安心を支え、効率的で安全な保健医療サービスを提供できる体制の整備を目指しています。

● 一次保健医療圏【区域：市町村】

県民の日常生活に密着した保健医療サービスの提供と、プライマリ・ケア（かかりつけ医による初期医療）を行うための最も基礎的な圏域です。

● 二次保健医療圏【区域：県内10圏域】

高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療、リハビリテーション及び比較的専門性の高い保健医療サービスの提供を行う圏域です。

● 三次保健医療圏【区域：県】

高度・特殊な医療や、より広域的に実施すべき保健医療サービスの提供と確保を行う圏域です。

県内の二次保健医療圏



二次保健医療圏を越えた医療連携

医療の高度化・専門化や病院勤務医の不足等を背景として、特に急性期医療を必要とする分野において、現行の二次保健医療圏より広い範囲で対応する必要性が高まっています。

本県では、脳卒中や周産期医療など4疾病2事業で設定した圏域を、二次保健医療圏より広域であることから「二、五次保健医療圏」として位置づけ、医療連携体制構築のための基本的な枠組みとしています。

本計画では、糖尿病に関する圏域のうち吾妻圏域の見直しを行い、吾妻・前橋・渋川の各二次保健医療圏の関係機関が連携して医療需要に対応することとしています。

＜二次保健医療圏と二、五次保健医療圏の関係＞

二次保健医療圏	二、五次保健医療圏				
	4疾病				2事業
	脳卒中	急性心筋梗塞	がん	糖尿病	周産期
高崎・沼田保健医療圏 (高崎市・沼田市)	吾妻圏域				吾妻圏域
藤岡保健医療圏 (藤岡市・利根町・上野村)					
富岡保健医療圏 (富岡市・甘利町・千代田町・赤松町)					
利根保健医療圏 (利根町・みどり町)	前橋・伊勢沼間圏域		前橋圏域	利根圏域	
北碓・碓氷保健医療圏 (北碓市・碓氷市・碓氷町・碓氷郡・碓氷町・碓氷町・碓氷町)					
伊勢沼間保健医療圏 (伊勢崎市・沼間町)	前橋・前橋・渋川圏域				中野圏域
前橋保健医療圏 (前橋市)					
渋川保健医療圏 (渋川市・碓氷町・碓氷町)					
吾妻保健医療圏 (吾妻市・吾妻町・碓氷町・碓氷町・碓氷町・碓氷町)	吾妻・前橋・渋川圏域				北碓圏域
碓氷保健医療圏 (碓氷市・碓氷町・碓氷町・碓氷町・碓氷町)					
合計	4圏域				4圏域

5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築等

がん、脳卒中をはじめとした生活習慣病や、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害医療等について、医療機関が機能を分担し連携することにより、質が高く切れ目のない医療を提供する体制の構築が求められています。

本計画では、5疾病5事業及び在宅医療について、それぞれの疾病及び事業ごとに求められる医療機能を明確にし、それぞれの医療機能を担う医療機関名、数値目標を記載しています。

5疾病

(1) がん

- がん診療連携拠点病院、県がん診療連携推進病院及び地域でがん診療を行う医療機関相互の連携強化を図ります。
- 県、市町村、民間企業及び保険者協議会等と連携して、がん検診受診率向上のための普及啓発に取り組めます。

(2) 脳卒中

- t-PAによる血栓溶解療法の実施体制の整備を促進します。
- 急性期におけるリハビリテーションや地域連携クリティカルパスの普及を図ります。

(3) 急性心筋梗塞

- 医療従事者の育成・確保を推進し、専門的な診療・治療を行う医療機関の機能や体制の強化を図ります。

【主な目標】

区分	項目	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
がん	成人の喫煙率	22.4%	H22	16.3%	H29
	がん検診受診率	胃がん 41.8%ほか	H25	50.0%	H29
	精密検診受診率	胃がん 87.8%ほか	H24	100.0%	H29
脳卒中	特定健康診査の受診率	44.9%	H24	70.0% ※当量60%以上	H29
	t-PAによる血栓溶解療法が実施できる医療機関数	21	H25	26	H29
急性心筋梗塞	心臓機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数	28件	H24	45件	H29
	地域連携クリティカルパス導入医療機関数	7病院 49診療所	H25	16病院 108診療所	H29

(4) 糖尿病

- 療養指導における医療関係職種の子チーム医療を推進するほか、予防・専門治療を行う医療機関の連携を促進し、医療提供体制の強化を図ります。

(5) 精神疾患

- 患者の状態に応じて適切な医療が提供できる体制整備を推進するとともに、精神障害者地域移行支援事業の実施や地域相談支援の利用促進により、入院患者の地域生活への移行を支援します。

5 事業

(1) 救急医療

- 群馬大学医学部附属病院に救命救急センターを設置することにより、第三次救急医療体制の充実を図ります。

(2) 災害医療

- 群馬県DMAT研修の開催等により、1病院当たりのDMATチーム数の増加や連携体制の確保を図ります。

(3) へき地医療

- 群馬県地域医療支援センターと連携し、へき地医療を志向する医師向けのキャリアパス構築や卒前地域医療教育等の機会の充実を図ります。

(4) 周産期医療

- 周産期医療情報システムの運営により、ハイリスク妊産婦や新生児の円滑な搬送を確保します。

(5) 小児医療

- 小児救急電話相談事業（＃8000）や急病時の対処方法等に係る啓発パンフレットの配布、保護者講習会の開催等に取り組みます。
- 小児救急医療支援事業を継続実施し、休日・夜間の小児二次救急医療の運営を支援します。

在宅医療

- 在宅医療・介護の人材育成・確保及び多職種による連携を推進します。
- 看取りに対応可能な医療提供体制を整備します。

【主な目標】

区分	項目	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
糖尿病	治療継続者の割合の増加	70.3%	H22	75.9%	H29
	合併症（糖尿病腎症による新規透析導入患者数）の減少	324人	H22	310人	H29
精神疾患	年間自殺者数	492人	H25	410人以下	H29
	入院後1年時点の退院率	87.5%	H24	91.0%	H29
	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	257人	H25	450人	H29
救急医療	住民の救急蘇生法講習の受講率（人口1万対）	106人	H24	120人	H29
	救命救急センターの数	3か所	H25	4か所	H29
災害医療	病院の耐震化率	72.0%	H25	90.0%	H29
	DMAT等緊急医療チームの数	34チーム	H25	46チーム	H29
へき地医療	へき地医療拠点病院数	2か所	H25	3か所	H29
	代診医派遣要請に対する応需率	100%	H24	100%	H29
高産婦医療	分娩を取扱う施設の常勤産婦人科医師数	107人	H25	増加	H29
	周産期母子医療センター等の当直可能な常勤小児科医師数	67人	H25	増加	H29
小児医療	小児救急医療啓発事業実施圏域	5圏域	H25	10圏域	H29
	月～土曜日の夜間診療を実施する休日夜間急患センター数	7か所	H25	9か所	H29
在宅医療	在宅療養支援診療所数	221か所	H25	250か所	H29
	在宅療養支援歯科診療所数	61か所	H25	86か所	H29
	訪問看護事業所数	135か所	H25	165か所	H29
	在宅死亡率（自宅+老人ホーム）	16.4%	H24	21.4%	H29



保健医療従事者等の確保

- 群馬県地域医療支援センターを核として、地域医療に従事する医師の確保と定着に努めます。
- ぐんまレジデントサポート協議会において、県内の臨床研修体制の充実と研修医の確保・支援を図ります。

【主な目標】

区分	項目	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
1	医療施設従事医師数 (人口10万対)	214.9人	H24	227人以上	H28
2	臨床研修医(初期研修医)の 採用人数	78人	H26	119人以上	H29

基準病床数

医療法に規定する病床数(基準病床数)及び既存病床数(H27.3.31現在)は次のとおりです。

一般病床及び療養病床

圏域名	基準病床数	既存病床数		
		計	一般病床	療養病床
前橋保健医療圏	3,243	3,611	3,196	415
渋川保健医療圏	812	1,146	991	155
伊勢崎保健医療圏	1,793	1,911	1,472	439
高崎・安中保健医療圏	3,081	3,477	2,514	963
藤岡保健医療圏	555	911	710	201
富岡保健医療圏	583	878	552	326
吾妻保健医療圏	528	886	395	491
沼田保健医療圏	627	1,015	729	286
桐生保健医療圏	976	1,713	1,158	555
太田・館林保健医療圏	2,143	3,171	2,324	847
県計	14,341	18,719	14,041	4,678

精神病床

圏域名	基準病床数	既存病床数
全圏域	4,363	5,170

結核病床

圏域名	基準病床数	既存病床数
全圏域	55	69

感染症病床

圏域名	基準病床数	既存病床数
全圏域	52	48

◆「基準病床数」とは

病床を整備するための目標です。それぞれの圏域において「設置できる病床数の上限」を定めているもので、今ある病床を基準病床数まで減らすものではありません。

◆「一般病床」とは

「療養病床」「精神病床」「結核病床」及び「感染症病床」以外の病床をいいます。

◆「療養病床」とは

主として長期にわたって療養を必要とする患者を入院させるための病床をいいます。

計画の本冊は群馬県庁2階の県民センターにて販売しています。

または、県のホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/02/d1000190.html>

からダウンロードすることもできます。

内容に関するお問い合わせなど、詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

連絡先

群馬県健康福祉部医療介護局医務課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2535 FAX：027-223-0531